

つくば市立学校新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン

このガイドラインは、国や県の方針を参考に作成し、市内の感染状況により、改定・追加を行う場合があります。

○教職員用

- 毎朝自宅で検温し体調確認を行い、結果を管理職に報告する。
- 状況に応じてマスクを着用し手洗いを励行するなど、感染防止に最大限の注意を払い、次に示す児童生徒への指導に当たる。
- 授業の性質上、顔の表情や口の動きを見せるために、マスクを着用せずフェイスシールドやマウスシールドを使用する場合は、十分な身体的距離をとるようにする。

<登下校・始業前>

- 登下校時は、マスクの着用は不要とする。ただし、なるべく会話を控えたり身体的距離を確保したりする。また、マスクの着用を妨げるものではない。その際には、熱中症防止のため、適宜マスクを外し休憩し、水分の補給をするように指導する。
- 登下校前に、熱中症対策のため、水筒に十分な水を補充させる。また、登下校中でも、安全に気をつけながら、こまめに水分補給を行うように指導する。
- スクールバスで登下校する際は、なるべくマスクを着用させ、できるだけ座席の間隔を空ける。また、定期的に窓を開け換気を行い、運行前にはドアノブ等の消毒を行う。ほとんど会話をせず、2m以上の距離を確保できる場合は、マスクの着用は不要とする。
- マスクの着用が必要な場面であっても、児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう普段から指導を行う。

- 登校の際、昇降口で児童生徒は手指の消毒を行わせる。また、マスクの持参を確認し、持参していない場合は学校にある予備のマスクを提供する。
※消毒液等に対するアレルギーがある児童生徒には、その使用を強制しないこと。
- 医療相談アプリ「LEBER」のデータ、または、児童生徒が持参した「健康観察表」を確認し、症状にチェックがあった場合は、指定した教員が別室Aに誘導し、検温及び健康観察等を行う。なお、「健康観察表」を持参しなかった児童生徒についても別室Bにて同様の対応をする。
- 登下校時には、昇降口に密集しないよう、1メートルを目安に空けるよう誘導するなど、各校の実情に合わせて対応する。
- コロナウイルス感染に対する不安があり登校しない、また、出席停止措置により自宅待機中の児童生徒に対しては、電話やメール、ポスティング等で確実に連絡を取り合う。
- 以下の場合は出席停止として扱う。
 - ・児童生徒等の感染が判明した場合
 - ・児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・感染が疑われる場合（PCR 及び抗原検査を受けた者）
 - ・登校前の検温で平熱より高い場合や咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合
 - ・同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
 - ・海外から帰国した児童生徒が自宅等での待機を要請された場合
 - ・感染症に係るワクチン接種受ける場合またはワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合
 - ・上記ではないが、保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合

○欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明する。

○その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができる。

※判断に当たっては、児童生徒の学びが保証されるよう配慮する。

※出席停止の指示等を行った場合は、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことにより学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じる。

＜学校生活全般＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いをさせるようにする。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗わせる。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はさせないようにする。

- ① 外から教室に入るとき
- ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
- ③ 給食の前後
- ④ そうじの後
- ⑤ トイレの後
- ⑥ 共有のものをさわったとき

※石けん等に対するアレルギーがある児童生徒には、その使用を強制しないこと

- 通常の清掃については、教職員の指導の下、発達段階に応じて児童生徒が清掃や消毒活動を行うことができるものとする。その際には、換気のよい状況で感染防止対策を取った上で行う。また、清掃終了後は必ず手洗いを行わせる。

- 大勢がよく手を触れる場所等（電気のスイッチ、蛇口、ドアノブ、手すり）について1日1回程度消毒を行う。また、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。なお、児童生徒の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。

※机、椅子の特別な消毒は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことが考えられる。

※トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲内で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

※床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。

- 換気は、気候上可能な限り常時2方向（対角に開けると効率的）の窓を同時に開ける。エアコン使用時やストーブ使用時にも換気に留意する。換気をする場合は、窓を開ける幅は 10～20 cm程度を目安とするが、上部の小窓や廊下側の窓・欄間を全開するなどして空気が流れるよう工夫してもよい。

- 常時換気が難しい場合は、少なくとも休み時間ごとに、できれば 30 分に1回は、数分間程度、2方向の窓を同時に全開にしたり（対角線上の窓を開けることが効果的）、補完的にサーキュレーターを活用するなど、可能な限り換気を確保する。（※政府の新型コロナウィルス感染症対策分科会提言では、二酸化炭素濃度 1000ppm 以下に維持することが望ましい、としている。）

- 換気による体感の個人差については、服装で柔軟に対応できるように配慮する。
 - 屋内での学校生活について、他人との距離が2m以上かつ会話が少ない場合（＊）は、マスクの着用は不要とする。ただしこの条件に満たない場合はなるべくマスクを着用させる。
＊個人で行う読書や調べたり考えたりする学習を含む。
 - 屋外の学校生活（＊）について、会話が少ない場合、または会話があっても2m以上の距離を確保できる場合は、マスクの着用は不要とする。ただし、会話も多く2m以上の距離を確保できない場合はなるべくマスクを着用させる。
＊自然観察や写生活動も含む
 - マスクの着用が必要な場面であっても児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう普段から指導を行う。また、児童生徒の発達段階に応じ、自身の判断が難しい場合は教職員が適切に指示する。
 - マスクの着用が不要な場面においては、児童生徒の心情等に適切な配慮を行つたうえで、積極的にマスクを外すように促す。
-
- 热中症も命に関わる危険があることを踏まえ、热中症への対応を優先させ、气温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時など状況に応じて、マスクを外させる。その際には、換気や児童生徒間の距離の確保などを配慮する。
 - 休み時間には水分を補給させるとともに、热中症の対策も十分に行う。
 - 休み時間は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びは控えたりするようにさせる。
 - 外で遊ぶときは、マスクの着用は必ずしも必要ないが、人と十分な距離を保つようにする。また、外したマスクは、専用の袋等に入れて保管させる。
 - 児童生徒の体調が悪くなったときは、別室（保健室以外）で休養させ、速やかに保護者に連絡する。

<授業・各教科等>

- 授業時は3密をさけるようにし、指導計画の見直しや学習形態の工夫を行う。茨城県コロナ Next の対策 Stage が「Stage 4」の場合は国や県の要請及び状況に応じて、リモート学習や分散登校を実施するが、感染対策を行った上で通常登校、通常授業を行うこともある。「Stage 3」以下の場合は、通常登校、通常授業とするが、感染症対策を十分に行つた上で実施する。ただし、感染のリスクが高い学習活動については、「Stage」のレベルに限らず感染対策をさらに十分行うなど慎重に実施する。

<感染リスクの高い学習活動例>

- 児童生徒同士が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

- 教室内の机・椅子の配置は、1メートルを目安に空けるとともに、できるだけ重なり合わないようにする。
- 教室内においては、教師と最前列の児童生徒との間隔を1メートルを目安に空けさせる。
- 近距離での会話や、大声を出すことは控えさせる。
- できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒同士の貸し借りはさせない。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- 「Stage 2」以上の場合、体育の授業は熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。また、体育館等のドアや窓などを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用などの感染拡大防止のための措置を講じる。

- 体育の授業（＊）におけるマスクの着用は不要とするが、感染リスクを避けるために児童生徒の間隔を十分に確保する。また、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時には医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。
＊プールや体育館等で行う屋内体育を含む。
- 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用する。ただし、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。

＜給食＞

（1）配膳時について

- 給食当番や配膳をする教職員は、「給食当番チェック表」を使用して給食当番が可能か体調を点検し、記録する。
- 衛生的な服装を徹底する。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用後、他の人のものと一緒にならないようにする。
- 飛沫物が食品に付着することを防ぐため、配食時は当番以外もマスクを着用させる。
- 児童生徒等全員が食事の前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底させる。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はさせない。
- 配膳時は、会話をせず、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に食品をとるなど、学校の状況に応じた配慮を行う。
- おかずや汁物は、なるべく教職員が盛り付けを行う。
- なるべく食べきれる量を配膳し、一度盛り付けたものを食缶に戻したり、児童生徒同士の給食の交換させたりしない。
- 盛り付けの際は、複数の人が同じトングを使うことは避ける。
- おかわりの配膳は、教職員が行う。

(2) 会食時について

- 会食時は、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしないなどの座席配置を工夫したり、大声での会話を控えさせたりするなどの対応を行う。大きい声でなければ会話は可能とする。また、可能な範囲で適切な換気の確保に努める。
- 会食中は、マスクを外すため、机上にテッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底させる。また、外したマスクは、専用の袋等に保管させる。
- 教室以外の場所も利用し、食事場所を分散させる等の工夫をする。

(3) 後片付けについて

- 食器の片づけを行う場合は、マスクを着用し、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に行う。(グループで分担しない。)
- 牛乳パッククリサイクルは、当面の間、見合わせる。牛乳パックは、ごみ袋に入れ給食センターに返却する。

<部活動>

- 部活動は可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。ただし、「Stage3」以上の場合は、密集や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向い合ったり発声したりする活動を実施する際には十分留意して行う。
- Stageのレベルに関わらず、接触を伴う活動を行う場合は、各競技団体が作成するガイドライン等を活用する。
- 運動時はマスクの着用は必要ない。
- 活動中以外の練習場所や更衣室、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底する。
- 開始前後の手洗い等感染症予防対策を実施し、ハイタッチや握手、大声での掛け声や発声は控えさせる。

- 感染者が発生し活動自粛をした場合、再開にあたっては、運動不足や体力の低下が懸念されるため、まずは、体力の回復につながる運動を一定期間行い、段階的に活動時間を増やしたり、運動強度を高めたりしていく。
- 屋内で活動する場合は、こまめな換気や消毒液の利用を徹底する。また、長時間の利用を避け、相手との距離を十分に確保できる人数とする。
- 大会や対外試合等の参加及び実施については、県、市及び中体連の方針に従う。参加する場合は、感染拡大防止の対策を確実に講じること。
- 部室や更衣室等を利用する際は、用具の出し入れや着替えなど短時間の利用とし、一斉には使用しない。また、部室・更衣室は衛生を保つよう心がける。
- 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをさせない。
- 室内外問わずミーティングは密集を避け、生徒間の距離を1メートルを目安に空けて行う。
- こまめに休憩を取り入れ、水分を補給させるとともに、熱中症の対策（帽子の着用等）を十分に行う。休憩中に会話する場合は、マスクを着用する。
- 児童生徒の活動を注視し、体調の変化等が見られた場合には別室で休ませる等の対応をとる。

＜学校行事について＞

- 基本的な感染対策を徹底し、可能な限り実施する。
- 実施する際、感染状況によっては実施方法や実施時期を配慮する。

＜学校で感染者が発生した場合の学級閉鎖等について＞

- 児童生徒もしくは教職員の感染が確認された場合は、当該感染者が活動した範囲を特定して、当該感染者が高頻度で触った物品を消毒する。
- 児童生徒もしくは教職員の感染が確認された場合は、校内の消毒や検査のため、必要に応じて数日間の学級閉鎖を行う。その後、陰性の検査結果が出た児童生徒は登校を再開する。適切な学習と生活の支援を行う。

参考

児童生徒もしくは教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準

https://www.city.tsukuba.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/012/295/hankjun.pdf

＜心のケアについて＞

- 感染への不安、感染による療養から学校生活に戻ることへの不安、制限された生活へのストレス等について、普段からの観察やアンケート調査、個人面談等による児童生徒の心の変化の把握に努め、心配される児童生徒には、担任や養護教諭による相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行う。
- 特に、受験への不安を抱えている児童生徒への支援に留意する。
- 長期休業明けに自殺者が増える傾向があることを踏まえ、保護者に対して家庭における見守りの協力を依頼するとともに、児童生徒の変化には、担任が一人で抱え込むことなく、気付いたことを共有し、組織での対応を徹底する。
- 感染者や濃厚接触者、医療従事者の家族や外国籍児童生徒への差別や偏見、いじめ等は絶対に許さないとの指導をする。
- 児童生徒の悩みやストレスを広く受け止めることができるよう、「つくば市教育相談センター窓口」や「子どもホットライン」など相談窓口の周知を図る。

○保護者・児童生徒用

＜登下校・始業前＞

- 毎朝、自宅で検温し、健康チェック「医療相談アプリ LEBER」に入力、または、「健康観察表」に記入、学校に持参する。
- 検温において、平熱より高い場合や風邪の症状がある場合は自宅で休養する。
- 出席停止の扱いになる場合
 - ・感染が疑われる場合（PCR 及び抗原検査を受けた者）
 - ・児童生徒等の感染が判明した場合
 - ・児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・登校前の検温で平熱より高い場合や咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合
 - ・同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
 - ・海外から帰国した児童生徒が自宅等での待機を要請された場合
 - ・感染症に係るワクチン接種受ける場合またはワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合
 - ・上記ではないが、保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合
- 欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明を受ける。
○その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができる。
- 水分をこまめに補給するための水筒を持参する。
- 登下校時は、マスクの着用は不要とする。ただし、なるべく会話を控えたり身体的距離を確保したりする。また、マスクの着用は妨げるものではないが、その際には、熱中症防止のため、適宜マスクを外し休憩し、水分の補給をするようにする。
- 外したマスクを入れるための布や袋を持参する。また、登下校中でも、安全に気をつけながら、こまめに水分補給を行う。
- 登校の際、昇降口周辺で手指の消毒を行う。

- 換気による気温の体感変化については、各自が判断し服装で調整する。

＜学校生活全般＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いを行う。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗う。
また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしない。
 - ① 外から教室に入るとき
 - ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ③ 給食の前後
 - ④ そうじの後
 - ⑤ トイレの後
 - ⑥ 共有のものをさわったとき

※石けん等に対するアレルギーがある場合には、必ずしも使用しなくてよい。
- 屋内の学校生活について、他人との距離が2m以上かつ会話が少ない場合は、マスクの着用は不要とする。ただしこの条件に満たない場合はなるべくマスクを着用する。
- 屋外の学校生活について、会話が少ない場合、または会話があっても2m以上の距離を確保できる場合は、マスクの着用は不要とする。ただし、会話も多く2m以上の距離を確保できない場合はなるべくマスクを着用する。
- マスクの着用が必要な場面であっても、自分が暑さで息苦しいと感じた時は、教職員の指示を待つことなくマスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断で行動してもよい。
- 外したマスクは、専用の袋等に入れて保管する。
- 休み時間は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びをしたりすることは控える。

＜授業・各教科等＞

- 近距離での会話や、大声を出すことは控える。
- 児童生徒同士の、教材教具の貸し借りはしない。
- みんなで使う器具や用具の使用前後に、手洗いを行う。
- 体育の授業では、マスクを着用しなくてもよい。マスクを着用する場合は、医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用する。

<給食>

(1) 配膳時について

- 衛生的な服装をする。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用後、他の人のものと一緒にならないようにする。
- 飛沫物が食品に付着することを防ぐため、配食時は当番以外もマスクを着用する。
- 食事の前後に、必ず流水と石けんでの手洗いをする。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はしない。
- 配膳時は、会話をせず、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に食品をとる。
- 一度盛り付けたものを食缶に戻したり、児童生徒同士で食品を交換したりしない。

(2) 会食時について

- 会食中は、飛沫を防ぐため、大きい声での会話は控える。大きい声でなければ会話は可能とする。
- 会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットに努める。また、外したマスクは専用の袋等に保管する。

(3) 後片付けについて

- 食器の片づけを行う場合は、マスクを着用し、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に行う。（グループで分担しない）
- 牛乳パックはごみ袋に入れ、給食センターに返却する。

<部活動>

- 部室や更衣室等を利用する際は、用具の出し入れや着替えなど短時間の利用とし、一斉には使用しない。また、部室・更衣室は衛生を保つよう心がける。
- 運動時はマスクの着用は必要ない。

- 活動中以外の練習場所や更衣室、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスクを着用する。
- 屋内で活動する場合は、こまめな換気や手洗いを行う。また、長時間の利用を避け、相手との距離を十分に確保できる人数で活動する。
- ハイタッチや握手、大声での掛け声や発声を控える。
- 室内外問わずミーティングは密集を避け、生徒間の距離を1メートルを目安に空けて実施する。
- こまめに休憩を取り入れ、水分を補給するとともに、熱中症の対策（帽子の着用等）を十分に行う。休憩中に会話する場合は、マスクを着用する。
- 体調が悪くなった場合は、速やかに顧問に伝え、無理をしない。

＜心配事や不安があるときには＞

- 感染への不安、感染による療養から学校生活に戻ることの不安、制限された生活へのストレス等があったら、気軽に担任や養護教諭に話してみる。必要があれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談し、一人で抱え込まないようにする。
- 感染者や濃厚接触者、医療従事者、外国籍の人等への差別を決してしない。差別や偏見、いじめを見かけたら、先生に相談する。
- 学校で悩みや不安を相談できない時には、「つくば市教育相談センター窓口」や「子どもホットライン」などの相談窓口に連絡する。

参考

茨城県の主な相談機関

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/qa/soudan/kikan1.html>

以上
2022. 12.25 策定